

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	河川法	法令の番号	昭和39年法律第167号	
許認可等の種類	河川管理上支障のある行為の許可	根拠条項	第29条第1項	
審査基準	<p>1. 河川法施行令第16条の4から第16条の8による。</p> <p>2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（8）による。</p> <p>3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達）の記の一の1（6）による。</p>			
	受付機関	河川砂防課 （土木事務所）	処理機関	河川砂防課
	交付機関	河川砂防課 （土木事務所）	標準処理期間	30日
			標準経過期間	15日
			目次NO	8